

### シンナー等の薬物防止に努めましょう

3月11日から4月10日は、シンナー・接着剤等乱用防止強調月間です。

シンナー等の乱用は、身体や精神をむしばむばかりでなく、幻覚や知覚異常を引き起こし、凶悪事件を引き起こす要因になるなど、社会に与える影響も大きいものがあります。

家庭や学校、地域など、それぞれの立場で、シンナー等の薬物乱用の防止に努めましょう。

#### 【問い合わせ】

市健康増進課  
☎0994-41-2110

### 在宅看護職等の調査にご協力ください

市では、保健事業の円滑な推進のため、市内に居住する人で、次の資格を有していないながら就職していない人の調査を行っています。該当する人は、ご連絡ください。

●調査資格 保健師、助産師、看護師、准看護師、栄養士、歯科衛生士、理

学療法士、作業療法士

●調査内容 氏名、生年月日、住所、電話番号、就職希望の有無

#### 【問い合わせ・連絡先】

市健康増進課  
☎0994-41-2110

### いのちと健康に関するオープンセミナーを開催

日時 3月9日(日) 14時～16時

場所 県民健康プラザ健康増進センター

#### ●内容

○大隅での看護の現状と課題(池田病院看護部長 前野かつ子氏)

○障害と差別(大隅療育ネットワーク会長小児科 医 松田幸久氏)

○iPS細胞研究の現状と課題(鹿屋体育大学教授 児玉正幸氏)

#### 【問い合わせ】

鹿屋体育大学内児玉研究室  
☎0994-46-4967

### 高齢者職業相談室をご利用ください

ハローワークかはやでは、市役所本庁舎別館で、概ね55歳以上の人を対象に、職業相談や職業紹介など、求人者に対する雇用相談等を行っています。

相談員がきめ細やかな相談等に応じていますので、気軽にご利用ください。

#### ●相談料 無料

●利用時間 平日の8時30分～12時・13時～17時(土・日・祝日を除く)

#### 【問い合わせ】

高齢者職業相談室  
☎0994-42-2783

### 春期「緑の募金」運動にご協力をお願いします

現在、地球規模での温暖化や熱帯雨林の減少、砂漠化が心配されています。

緑の募金は、森林の育成や学校・公民館等の身近な環境緑化の取り組みに役立てられる募金です。

皆さんの温かいご協力をよろしく願います。

#### ●期限 4月30日(水)まで

●窓口 市林務水産課(2階)及び各総合支所産業振興課

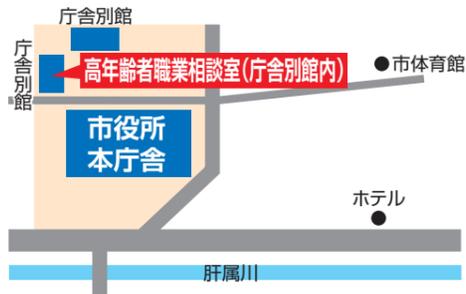
#### ●税法の特例

●法人の場合 通常の寄付金の算入限度額の2倍まで損金算入ができます。

●個人の場合 5,000円を超える寄付金については控除が受けられます。

#### 【問い合わせ】

鹿屋市みどり推進協議会(市林務水産課内)  
☎0994-31-1119  
各総合支所産業振興課



## 転入・転出時期における窓口業務等の時間延長について

3月中旬から4月中旬にかけては、入学や転勤等の住民異動に伴い市民課の①番窓口が大変混雑します。

市では、市民の皆さんが利用しやすい市役所を目指し、窓口の混雑を緩和し、待ち時間を解消できるようにするため、市民課の窓口業務を下表のとおり時間延長します。

ぜひ、ご利用ください。

#### 留意事項

- ①土・日、夜間に提出した戸籍届出、他の市町村に照会・確認が必要な場合や申請・相談内容により、後日関係窓口にお越しいただく場合があります。
- ②住民基本台帳ネット関連(住民票広域交付、付記転入・転出、住基カードの申請・発行、公的個人認証事務等)は、全国システムが稼働していないため、取り扱うことができません。

#### ●開設日等

| 開設日                      | 開設時間  | 時間延長する窓口業務  |
|--------------------------|-------|---|
| 3月24日(月)<br>～<br>4月4日(金) | 19時まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民異動(転入・転出・転居)届</li> <li>○住民票、印鑑登録証明等の交付(戸籍届出は、土・日及び夜間でも警備員室で預かります)</li> <li>○住民異動に伴う                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①国民健康保険、介護保険、老人医療等の各種手続き</li> <li>②国民年金関係各種手続き</li> <li>③障害者手帳、療育手帳等の各種手続き</li> <li>④転校手続き、校区外通学相談</li> <li>⑤転入者へのごみ分別・ごみ出しルール等の説明、ごみ分別収集カレンダー等の配布</li> <li>⑥乳幼児医療費助成、児童手当等の各種手続き(転入・転出届出の人に限り)</li> </ul> </li> </ul> |
| ※3月29日(土)及び30日(日)を除く     |       |   |



【問い合わせ】  
市民課 (①番窓口)  
☎0994-31-1114

## 新しい火葬場が完成します

現在、使用されている火葬場は、老朽化が進んだことから、同敷地内に新しい火葬場を建設中で、4月1日から利用できるようになります。

新しい火葬場は、火葬炉7基、待合室6室、待合ホールなどが整備され、身体障害者をはじめ、高齢者や子ども連れなどに配慮した火葬場です。

また、受益と負担の適正化を図ることを目的に、火葬場の使用料が4月1日から下表のとおり改定されます。市民の皆さんのご理解をお願いします。

| 区分          | 関係市町住民  | 他市町村住民  |
|-------------|---------|---------|
| 大人(13歳以上)   | 20,000円 | 45,000円 |
| 小人(13歳未満)   | 18,000円 | 37,000円 |
| その他(死産児・手足) | 16,000円 | 30,000円 |

※関係市町住民とは、死亡者が死亡時に鹿屋市、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町のいずれかに住所を有する人のことです。

#### 【問い合わせ】

大隅中部火葬場組合  
☎0994-43-2111 内線3171

## 守ろう! 確かめよう! この最低賃金

### ■平成19年度に改正された鹿児島県の最低賃金

| 最低賃金名称  | 時間額                          | 発効日         |
|---------|------------------------------|-------------|
| 地域別最低賃金 | 鹿児島県最低賃金 619円                | 平成19年10月26日 |
| 産業別最低賃金 | 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業 | 平成20年1月13日  |
|         | 百貨店、総合スーパー                   | 平成19年12月30日 |
|         | 自動車(新車)小売業                   | 平成19年12月22日 |

○地域別最低賃金は、県内のすべての労働者に適用されますが、産業別最低賃金の対象産業に該当する場合は、その産業別最低賃金が適用されます。

○産業別最低賃金の産業に該当する場合でも、「18歳未満65歳以上の人」、「雇入れ後6月未満で技能習得中の人」、「清掃又は片付けの業務に主として従事する人」など、一定の場合は産業別最低賃金の適用はなく、地域別最低賃金が適用されます。

#### 【問い合わせ】 鹿児島労働局賃金室

☎099-223-8278  
各労働基準監督署